

☑ 平成29年度に実施した主な事業

情報発信アプリケーション



1,622万円  
子育てや医療、イベントなど町民に身近な情報をリアルタイムに発信できるアプリケーションを開発

少子化対策



2,995万円  
若年世帯の住宅取得に係る補助や第2子以降の出産に係る祝い金の支給

子育て支援



1,238万円  
「よほ」に子育て支援サービスによる相談事業や妊娠出産に係る産費の助成、電子親子手帳の導入

農業振興



1,486万円  
農産物を高品質に保つため、真空予冷設備を更新する費用の一部を補助

多目的広場整備



2,559万円  
「シーガーデンシティ構想」の実現に向け、吉田湖沿いに防波堤を兼ねる多目的広場を整備するための盛土工事などを実施

道路整備



1,133,617万円  
「ふじのくに」のフロントエリアを拓く取組において、企業活動維持支援事業（川尻高島地区）の道路などを整備

同報無線デジタル化整備



3,461万2千円  
災害時の情報伝達体制を強化するため、同報無線デジタル化工事を実施

小中学校空調設備整備



2,153,112万円  
児童や生徒の快適な学習環境を整備するため、市内小中学校の普通教室および特別教室に空調設備を設置

コンビニ交付、コンビニ収納



642万円  
各種証明書（住民票など）のコンビニ交付や町券などのコンビニ収納開始に伴うシステム改修などを実施

水産振興



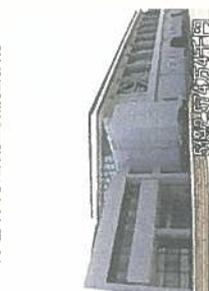
967万5千円  
水産業の振興と活性化を図るため、施設の設備を更新する費用の一部を補助

木造住宅耐震補強費補助



2,291万9千円  
既存木造住宅の耐震性を向上させるため、倒壊の危険性が高い住宅の耐震補強工事などに係る費用の一部を補助

総合体育館耐震補強改修



6,922万4千円  
耐震補強工事のほか天井落下対策、アリーナ床改修、照明のLED化、トイレのバリアフリー化などを実施

☑ 一般会計

※決算額、構成比は各項目ごと四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

⑩町債 8億9,969万6千円 (7.6%)

⑨地方消費税交付金 5億8,761万5千円 (5.0%)

⑥使用料及び手数料ほか 1億6,415万6千円 (1.4%)

⑤分担金及び負担金 1億1,920万3千円 (1.0%)

④繰入金 8億4,260万2千円 (7.1%)

③繰越金 5億2,373万4千円 (4.4%)

②香附金 6億9,388万円 (5.9%)

⑨農林水産業費 3億6,270万7千円 (3.2%)

⑧消防費 4億2,008万円 (3.7%)

⑦精支出金 4億5,158万7千円 (4.0%)

⑥公債費 11億382万7千円 (9.8%)

⑤土木費 12億5,978万8千円 (11.2%)

④総務費 14億5,899万9千円 (13.0%)

③教育費 14億9,537万7千円 (13.3%)

②衛生費 15億3,997万9千円 (13.7%)

①民生費 26億7,934万5千円 (23.9%)

⑩商工費 3億5,252万7千円 (3.1%)

⑨労働費・諸会費 1億297万円 (0.9%)

依存財源 40億8,248万9千円 (34.5%)

⑬ ⑪ ⑫

⑩ ⑨

⑧ ⑦

⑥ ⑤

④ ③

②

①

歳入決算額 118億4,223万9千円

⑧県支出金 9億1,589万1千円 (7.7%)

⑦国庫支出金 9億1,072万2千円 (7.7%)

⑥ ⑤

④ ③

②

①

自主財源 77億5,975万1千円 (65.5%)

(内訳) 個人町民税 15億3,603万1千円  
法人町民税 6億3,760万6千円  
固定資産税 27億3,007万6千円  
軽自動車税 8,871万4千円  
町たばこ税 1億8,583万7千円  
都市計画税 2億3,791万3千円

歳出決算額 112億2,718万6千円

⑥ ⑤

④ ③

② ①

⑩ ⑨

⑧ ⑦

⑥ ⑤

歳入歳出差引額 6億1,505万3千円  
(90年度へ繰り越した額)  
このうち 774万5千円  
使い道が決まっていない額  
使い道が決まっている額 6億730万8千円

問い合わせ  
企画課 財政部門  
電話 33-2136

## 町民一人当たりに換算すると



※収入のうち、町民税や固定資産税などの町税のみを一人当たりで換算した額です。  
※町民税の約29.3%、固定資産税、都市計画税の約58.7%については、法人関係の税収入です。

国や県からの補助金などを活用して一人当たりの税収入りより多くの行政サービスを提供。

町民一人当たりの支出金額＝一般会計歳出決算額÷町の人口（平成30年3月31日現在：29,679人）

## 特別会計

名称	歳入	歳出
土地取得事業	424千円	424千円
国民健康保険事業	34億5,576万2千円	32億6,585万円
後期高齢者医療事業	2億4,472万2千円	2億4,408万9千9百円
介護保険事業	19億6,917万6千円	19億4,478万9千9百円
公共下水道事業	11億4,644万1千円	11億2,165万円

●特別会計とは、町が特定の事業を行う場合に一般会計と区別して設置し、特定の歳入をもって特定の歳出に充てる会計です。

※平成29年度吉田町歳入歳出決算書各特別会計、実質収支に関する調査より

## 水道事業会計（企業会計） 消費税金

名称	収入	支出
収益的収支	6億1,400万8千円	5億90万7千円
資本的収支	9,103万円	3億7,172万4千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,069万4千円は、減価積立金1,000万円、建設改良積立金6,500万円、過年度分消費税金本約収支調整額1,394万9千9百円、過年度分繰越金7,655万4千円、当年度分繰越金1億1,529万1千円にて補てん。

●企業会計は、特別会計のうち民間企業と同様の経理を行うもので、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う場合に、地方公営企業法の規定を受けて設置する会計です。

※平成29年度吉田町水道事業会計決算書より

## 健全化判断比率・資金不足比率

平成29年度決算に基づいて、町は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの健全化判断比率と、公共下水道事業会計を対象とする「資金不足比率」を作成し、財政状況の診断を行いました。この「健全化判断比率」等のうち1つでも基準以上となった場合は、国などの指導により財政健全化を図ることになります。この診断で当町の財政は、いずれの比率も基準を下回り、健全な状態であるとの結果が得られました。

### 1 吉田町の健全化判断比率

指標の名称	平成29年度決算に基づく比率	指標の説明
実質赤字比率	14.22%	▶福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化したもので、財政運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいことになりませんが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「-」と表示しています。
早期健全化基準	20.00%	
財政再生基準	30.00%	
連結実質赤字比率	19.22%	▶すべての会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化したもので、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。この比率が高いほど財政状況が厳しいことになりませんが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「-」と表示しています。
早期健全化基準	30.00%	
財政再生基準	30.00%	
実質公債費比率	10.8%	▶地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額などの負担の大きさを比率化したもので、この比率が高いほど財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいことになります。平成29年度決算に基づく比率は、平成27年度から平成29年度までの3カ年平均値です。
早期健全化基準	25.00%	
財政再生基準	35.00%	
将来負担比率	73.9%	▶一般会計などの借入金返済や借入金返済などについていく可能性のある負担などの現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなることとなります。
早期健全化基準	350.00%	
財政再生基準		

注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります。

### 2 吉田町の資金不足比率

指標の名称	平成29年度決算に基づく比率	指標の説明
水道事業会計	-	
経営健全化基準	20.00%	▶公営企業の資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることとなります。吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「-」と表示しています。
公共下水道事業特別会計	-	
経営健全化基準	20.00%	

## 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う街路や下水道整備等の都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

平成29年度の都市計画税（2億3,791万3千円）は、以下のとおり都市計画事業費等（7億7,397万8千円）の財源として活用しました。

※総務省の「都市計画税の課税状況等の調」を基に作成

都市計画事業費など	7億7,397万8千円	都市計画事業費など7億7,397万8千円の内訳
都市計画税	2億3,791万3千円	一般会計
一般財源	5億2,525万8千円	街路整備事業
国県支出金	1万9千円	公園整備事業
その他特定財源	1,078万8千円	土地区画整理事業
町債	0万円	地方債償還
		下水道整備
		地方債償還

## 社会保険財源化分の地方消費税交付金の使途内訳

平成29年度の社会保険財源化分の地方消費税交付金（2億3,122万6千円）は、以下のとおり社会保険に要する経費（29億8,575万5千円）の財源として活用しました。

社会保険施策に要する経費	29億8,575万5千円
社会保険財源化分の地方消費税交付金	2億3,122万6千円
一般財源	15億3,216万5千円
国県支出金	10億8,912万1千円
その他特定財源	1億3,324万3千円
町債	0円
社会福祉	4,419万3千円
社会保険	1千円
子育て支援	8億9,513万円
高齢者福祉	8,099万7千円
障害者（児）福祉	5億7,800万7千円
社会保険	6億8,837万6千円
健康づくり	3億556万2千円
医療	3億9,348万9千円

※消費税半の引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保険（経費）」の財源確保にあることから、「社会保険・税一体改革大綱」において、「消費税取については、その便益を明確にし、旨の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保険財源化する。」とされました。これを踏まえ、地方消費税については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保険施策に要する経費に充てるものとす」旨地方税法に明記されました。